

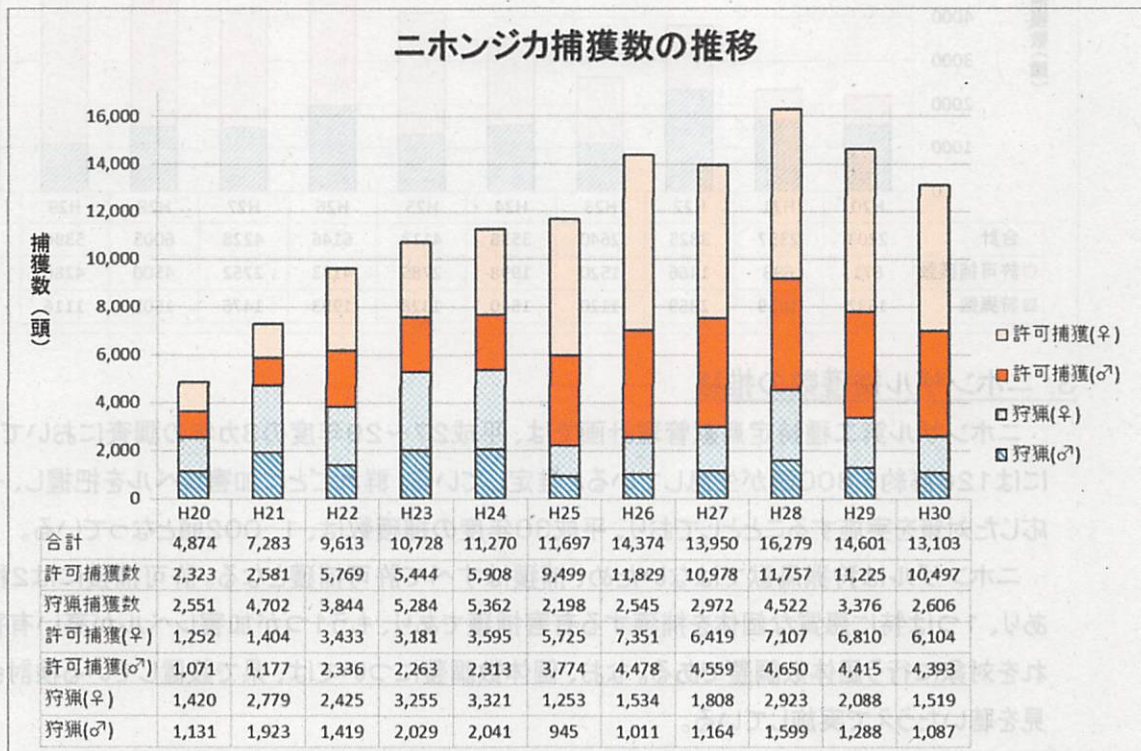
平成30年度有害鳥獣の捕獲状況と被害概要について

○有害鳥獣の捕獲状況

1. ニホンジカ捕獲数の推移

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画では、平成27年度の生息数を71,100頭(中央値)と推定している。国が掲げる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」にある、平成35年度までに個体数の半減を目指すために、平成29年度以降、19,000頭/年の捕獲を目標としている。平成22年度からは森林税を活用、さらに平成25年度からは国の鳥獣交付金事業も活用し、許可捕獲(有害捕獲)の推進を図っており、平成23年度以降は、年間1万頭以上の捕獲数を維持している。平成28年度の捕獲実績は過去最高の16,279頭となった。

平成30年度の捕獲実績は、捕獲実績が伸びる冬期において記録的な少雪のため、当該年度の年間捕獲目標である19,000頭には及ばなかったが、13,103頭となった。



○捕獲の区分

- ・許可捕獲・・・有害鳥獣の駆除や個体数調整の目的で許可を得て行う野生鳥獣の捕獲。
- ・狩猟捕獲・・・猟期(11/15～2/15)の捕獲。本県では、平成29年度から、ニホンジカ、イノシシについて、期間を11/1～3/15まで拡張している。

○特定計画の策定状況

- ・ニホンジカ・・・平成28年度(第3次計画期間 H29.4.1～H34.3.31)
- ・イノシシ・・・平成28年度(第2次計画期間 H29.4.1～H34.3.31)
- ・ニホンザル・・・平成30年度(第4次計画期間 H31.4.1～H36.3.31)
- ・カワウ・・・平成29年度(第3次計画期間 H30.4.1～H35.3.31)

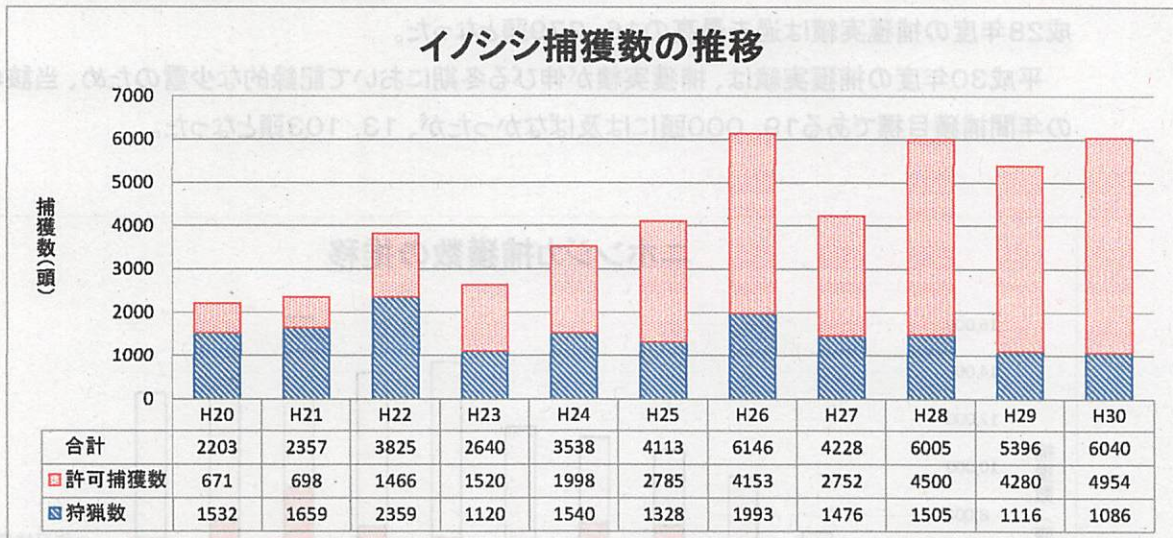
○生息数の調査

- ・ニホンジカ・・・毎年調査し、5年ごとに集計(特定計画策定時)
- ・イノシシ・・・年間変動が大きいため未実施。ハンターによる場所ごとの目撃数を毎年集計
- ・ニホンザル・・・3～4年をかけて群れごとの調査を実施し、5年ごとに集計(特定計画策定時)
- ・カワウ・・・毎年実施(関西広域連合による調査)

2. イノシシ捕獲数の推移

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画では、生息数の推定が現実的に困難であり、1年という短い期間でも個体数の変動が大きいことから、ニホンジカのように生息個体数の推定や捕獲目標数などの個体数管理の目標は設定していない。

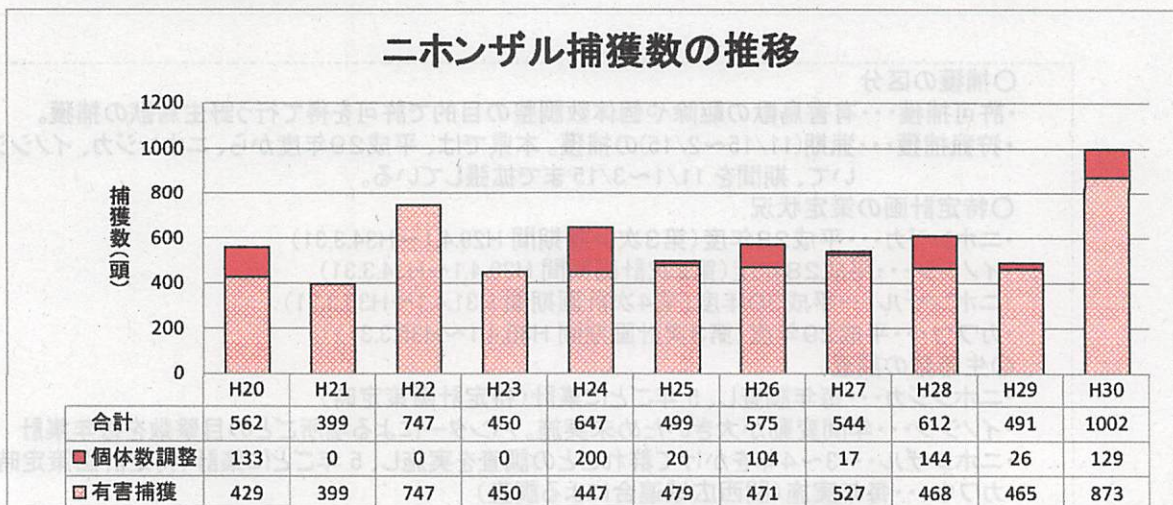
イノシシの捕獲は、平成24年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し狩猟期間を1か月延長したことから、平成23年度に比べ狩猟による捕獲が増加した。一方、許可捕獲による捕獲も徐々に増加し、平成23年度以降は半数以上が許可捕獲によるものである。特に、平成25年度から国の交付金事業を活用し、有害捕獲への助成を行ったことから、急増している。なお、平成30年度の捕獲実績は6,040頭となっている。



3. ニホンザル捕獲数の推移

ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画では、平成27～29年度の3カ年の調査において、本県には126群約5,300頭が生息していると推定している。群れごとに加害レベルを把握し、それに応じた対策を実施することとしており、平成30年度の捕獲数は、1,002頭となっている。

ニホンザルは狩猟鳥獣ではないため、捕獲はすべて許可捕獲となる。許可捕獲には2種類があり、1つは特に悪質な個体を捕獲する有害捕獲であり、もう1つが加害レベルが高い有害な群れを対象に行う個体数調整である。なお、個体数調整については、県で設置している検討会で意見を聴いたうえで実施している。



4. カワウ生息数および捕獲数の推移

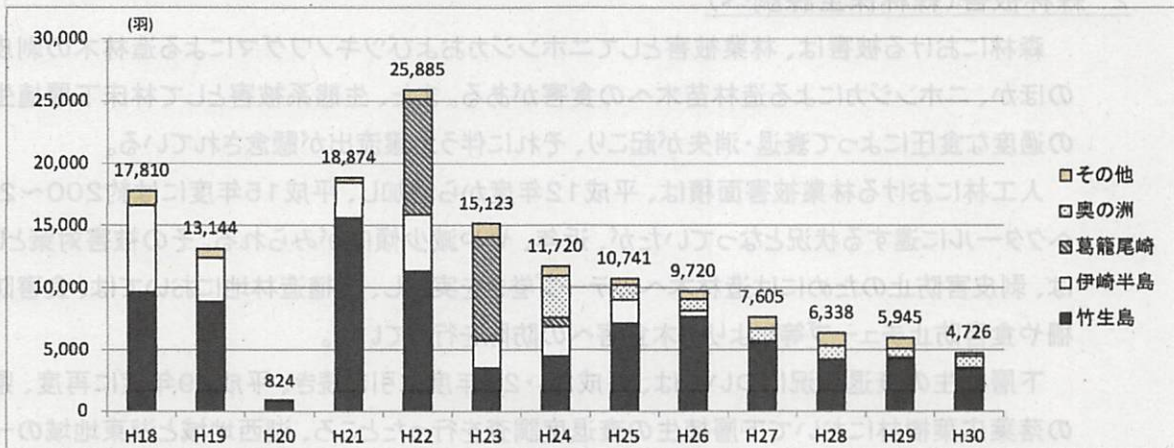
カワウ第二種特定鳥獣管理計画では、個体数管理の短期目標として、カワウの利用期間、地形、対応のしやすさなどのコロニー毎の特徴を考慮しながら、4千羽を目標に生息数を速やかに削減することとしており、平成30年度の捕獲数は、4,726羽となっている。

カワウの春期生息数は、平成21年度以前は3万羽を超えていたが、平成21年度以降、営巣状況に合わせてエアライフルと散弾銃を使い分け、成鳥を選択して捕獲した結果、急激に減少し、令和元年春期には7,462羽となっている。

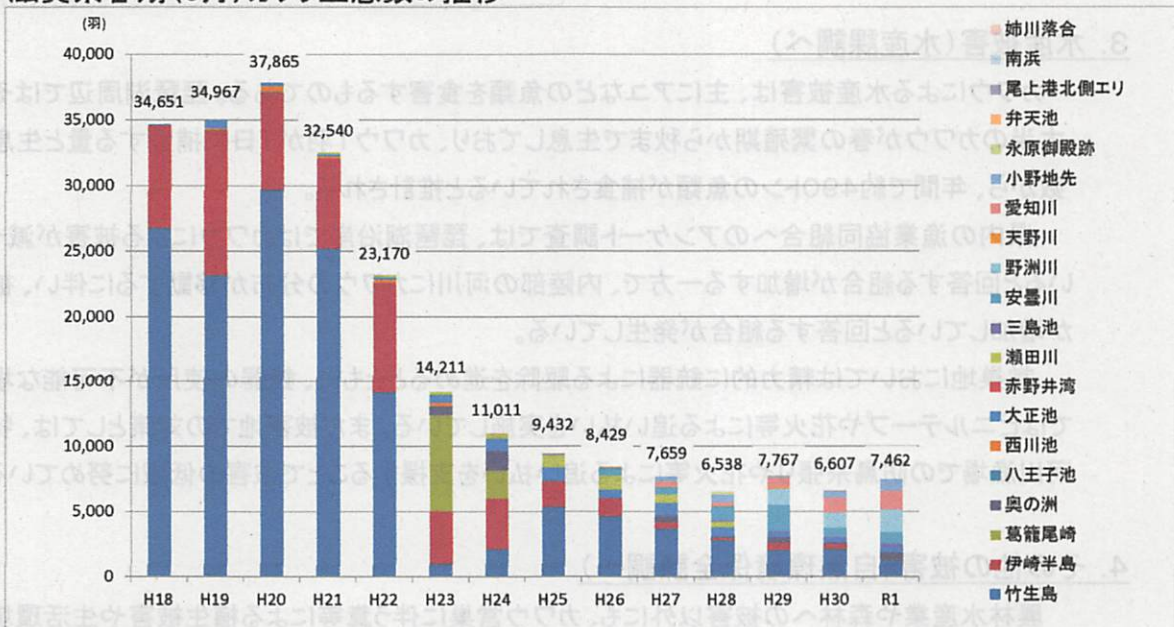
ただ近年、内陸部等に新たなコロニーが形成されたり、急に生息数が増加するコロニーが出るなどカワウの生息区域が分散化してきており、対応が必要となっている。

滋賀県 カワウ捕獲数の推移

(県水産課、自然環境保全課および長浜市の協議会、市町等による捕獲)



滋賀県春期(5月)カワウ生息数の推移



○有害鳥獣による被害の概要

1. 農作物被害（農業経営課調べ）

主な野生獣（イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ）による農作物被害については、被害面積、被害量ともに減少した。特に被害金額では、平成22年度の439百万円をピークに減少し、平成30年度には118百万円となっている（約1/4に減少）。

侵入防止柵が平成30年度末見込みで2,190kmまで設置されるなど市町計画の約9割まで進んだこと、集落ぐるみによる餌場価値の低減や追い払い対策の実践、野生獣の捕獲事業の強力な推進によって、被害が減少したものと考えている。

今後とも、侵入防止柵の設置と維持管理に努めながら、集落での取り組みを支援することとしている。

2. 森林被害（森林保全課調べ）

森林における被害は、林業被害としてニホンジカおよびツキノワグマによる造林木の剥皮害のほか、ニホンジカによる造林苗木への食害がある。また、生態系被害として林床下層植生への過度な食圧によって衰退・消失が起こり、それに伴う土壌流出が懸念されている。

人工林における林業被害面積は、平成12年度から増加し、平成15年度には約200～250ヘクタールに達する状況となっていたが、近年、やや減少傾向がみられる。その被害対策としては、剥皮害防止のためには造林木へのテープ巻きを実施し、新植造林地においては、食害防護柵や食害防止チューブ等により苗木食害への防除を行っている。

下層植生の衰退状況については、平成24・25年度に引き続き、平成29年度に再度、県下の落葉広葉樹林において下層植生の衰退度調査を行ったところ、湖西地域と湖東地域の一部では著しい衰退状況が見られ、湖北地域では衰退地域が拡大した。一方、それ以外の地域では小康状態になった地域もあり、引き続き、森林土壌の保全の観点からも注視していく。

3. 水産被害（水産課調べ）

カワウによる水産被害は、主にアユなどの魚類を食害するものである。琵琶湖周辺ではその大半のカワウが春の繁殖期から秋まで生息しており、カワウ1羽が1日に捕食する量と生息羽数から、年間で約490トンの魚類が捕食されていると推計される。

県内の漁業協同組合へのアンケート調査では、琵琶湖沿岸ではカワウによる被害が減っていると回答する組合が増加する一方で、内陸部の河川にカワウの分布が移動するに伴い、被害が増加していると回答する組合が発生している。

営巣地においては精力的に銃器による駆除を進めるとともに、銃器の使用が不可能な場所ではビニルテープや花火等による追い払いを実施している。また被害地での対策としては、特に河川漁場での防鳥糸張りや花火等による追い払いを支援することで被害の低減に努めている。

4. その他の被害（自然環境保全課調べ）

農林水産業や森林への被害以外にも、カワウ営巣に伴う糞等による植生被害や生活環境被害、ニホンザルの民家侵入などによる生活環境被害、イノシシやツキノワグマによる人身被害が発生しており、市町や警察等関係機関との連携のもと、被害の低減に向けた鳥獣害対策を推進している。

1. 農作物被害の状況等

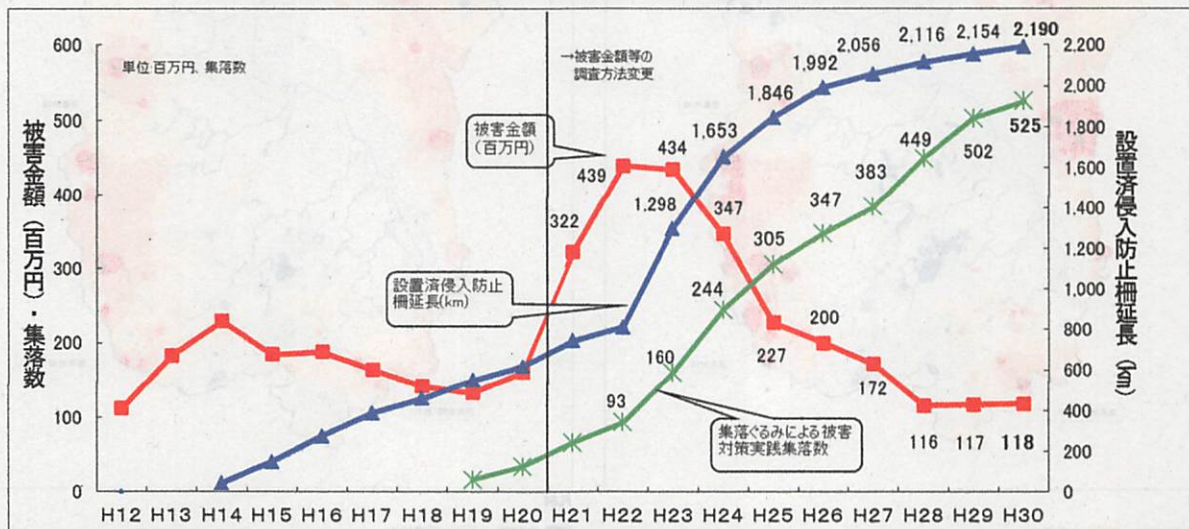
滋賀県における主な野生獣による農作物被害状況の推移

		(ha, t, 千円)										
種類	区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
イノシシ	被害面積	223	366	380	295	187	138	117	117	68	91	
	被害量	673	830	966	720	462	558	454	381	317	417	
	被害金額	144,919	164,178	200,522	157,143	92,625	99,361	84,749	67,856	67,632	75,725	
	構成比	45.0%	37.4%	46.2%	45.3%	40.9%	49.7%	49.4%	58.4%	57.9%	64.1%	
ニホンザル	被害面積	95	153	103	82	60	40	37	31	27	26	
	被害量	367	412	315	289	205	240	199	157	225	187	
	被害金額	77,936	98,725	62,239	64,059	48,812	39,676	34,928	25,567	25,550	22,417	
	構成比	24.2%	22.5%	14.3%	18.5%	21.5%	19.8%	20.4%	22.0%	21.9%	19.0%	
ニホンジカ	被害面積	231	528	593	272	178	115	84	30	21	21	
	被害量	484	860	809	561	414	339	295	126	103	119	
	被害金額	96,101	169,395	165,945	123,020	82,705	57,663	49,921	20,496	17,727	14,741	
	構成比	29.8%	38.6%	38.2%	35.5%	36.5%	28.8%	29.1%	17.6%	15.2%	12.5%	
サル・イノシシ・シカ計	被害面積	550	1,047	1,076	648	425	294	239	177	117	138	
	被害量	1,523	2,103	2,091	1,570	1,080	1,137	948	663	644	723	
	被害金額	318,955	432,298	428,705	344,222	224,142	196,700	169,598	113,919	110,909	112,883	
	構成比	99.0%	98.5%	98.8%	99.3%	98.9%	98.4%	98.9%	98.0%	95.0%	95.5%	
獣害計	被害面積	557	1,057	1,086	654	428	297	240	179	118	139	
	被害量	1,541	2,129	2,113	1,580	1,090	1,153	956	672	687	752	
	被害金額	322,110	438,973	434,101	346,531	226,616	199,898	171,535	116,265	116,734	118,179	

(県内各自治体調べ、農業経営課集計)

※ その他 鳥類 (カラス、スズメ、サギ等) による被害/H30 被害面積16ha、被害量97t、被害金額16,315千円

野生獣による農作物被害金額と総合的な対策の実施状況の推移



2. 森林被害の状況等（主な獣種）

○人工林における被害状況

*滋賀県森林・林業統計要覧

年度	ニホンジカ	イノシシ	カワウ	ツキノワグマ
	実損面積(ha)	実損面積(ha)	実損面積(ha)	実損面積(ha)
平成24年度	281.31	-	-	12.43
平成25年度	258.00	-	-	6.70
平成26年度	244.55	-	-	6.30
平成27年度	211.38	-	-	11.70
平成28年度	190.14	-	-	6.51
平成29年度	191.97	-	-	6.40
平成30年度	142.56	-	-	7.50

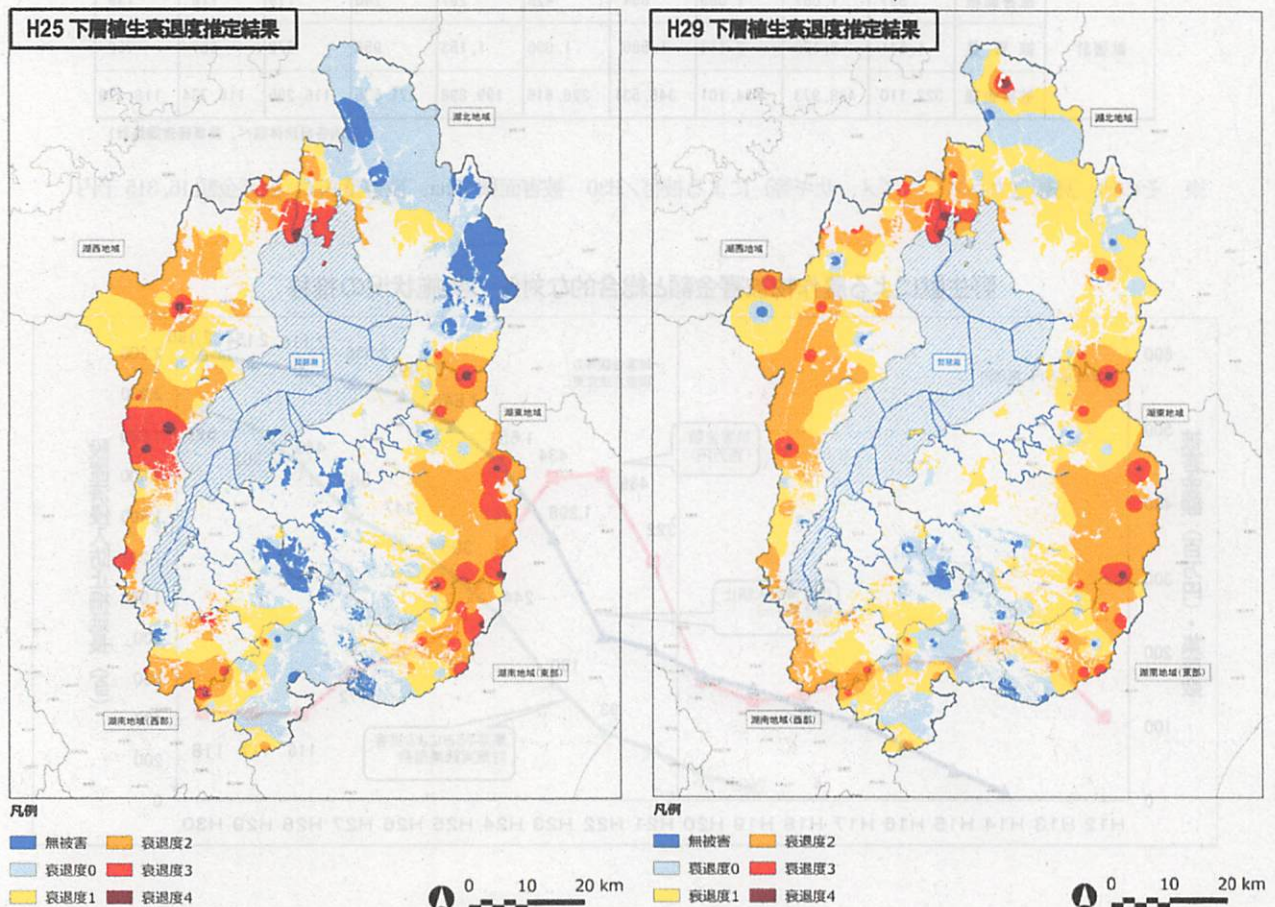
○人工林における動物被害対策

*滋賀県森林・林業統計要覧

年度	テープ巻き	忌避剤	防護柵	チューブ
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)
平成24年度	888.03	17.63	26.72	36.15
平成25年度	1,577.99	4.18	46.65	60.89
平成26年度	1,438.41	-	5.46	11.22
平成27年度	994.98	1.05	14.65	6.03
平成28年度	646.21	-	4.85	1.08
平成29年度	684.91	0.79	24.33	3.43
平成30年度	821.96	-	12.29	5.26

*森林病虫害等防除事業、造林事業、県営林事業、緊急雇用創出事業、治山事業による対策の合計値

○広葉樹林における下層植生の衰退状況(平成25年度および29年度調査結果)



<植生衰退度の区分>

[無被害] シカの食痕が全く確認されなかった林分

[衰退度0] シカの食痕がある林分のうち、低木層の植被率が75.5%以上の林分

[衰退度1] 低木層の植被率75.5%未満 38%以上のシカの食痕あり林分

[衰退度2] 低木層の植被率38%未満18%以上のシカの食痕あり林分

[衰退度3] 低木層の植被率18%未満9%以上のシカの食痕あり林分

[衰退度4] 低木層の植被率9%未満のシカの食痕あり林分

※低木層とは樹高1～3m植物をいう。

3. 漁業被害の状況等(カワウ)

平成30年春のカワウ生息数6,607羽による推定捕食量 ≒ 494トン

<算出方法>

カワウの生息数×1日当たり捕食量(350g/日)×滞在日数(3～9月:214日)

【参考】

平成29年の琵琶湖漁業における年間漁獲量(外来種を除く魚類) = 582トン